

明治学院大学大学院私費外国人留学生授業料減免規程

2022年 7月15日 常務理事会承認

(目的)

第1条 本学の大学院で学ぶ私費外国人留学生に対し、授業料を減免して、留学生への経済的負担を軽減するとともに大学の国際交流に寄与することを目的とする。

(減免の対象)

第2条 減免の対象は、本学の正規課程に在籍し、所定の申請手続きをとった私費外国人留学生で、大学院委員会が留学生活上の経済的援助が必要であると認め、その申請を承認した者とする。

ただし、学業の成績が不良または修了の見込みがないと認められる者は、これを対象としない。

(減免額)

第3条 授業料の減免額は、学則で定めた当該学期授業料の30%とする。

(減免の期間)

第4条 当該留学生が受けられる減免の期間は、修士課程および博士前期課程2年、博士後期課程3年を超えない範囲とする。

(事務の所管)

第5条 本規程に基づく事務の所管は、大学院事務室とする。

(内規)

第6条 本規程に基づく内規は別に定める。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は大学院委員会議長の提案に基づき、大学院委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得なければならない。

付 則

1 この規程は、2023年4月1日から施行する。